その他(3)

こども家庭センターについて



令和5年12月15日(金) 令和5年度 第1回 磐田市子ども・子育て会議 こども・若者相談センター

Copyright Iwata City . All Rights Reserved

1

1

こども家庭センター設置の経緯

- ・平成 28 年の児童福祉法等の改正以降、市町村において、 児童福祉分野における
 - ① 子ども 家庭総合支援拠点(こども若者相談センター) 母子保健分野における
- ② 子育て 世代 包括支援センター (こども未来課子育てサポートグループ) の整備を進めてきた。
- ・一方で、全国的には、双方の機関で情報が十分に共有されず、支援が届か ない事例があったことが指摘されていた。

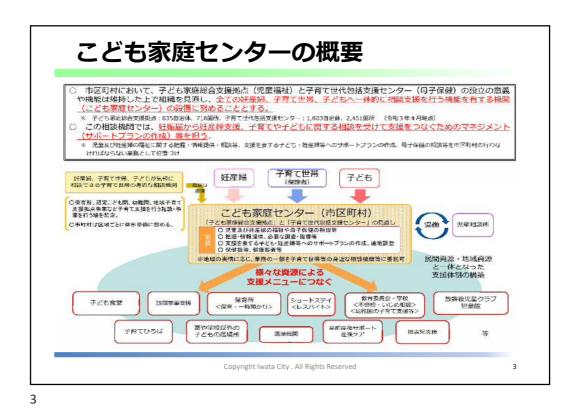


国は、双方の設立の意義やこれまで果たしてきた機能・役割を維持しながら、組織を一体化した相談支援機関である "こども家庭センター" の設置を市町村の努力義務とした。

Copyright Iwata City . All Rights Reserved

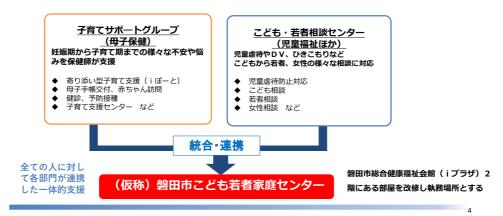
2

2



磐田市の対応

●磐田市では、妊産婦や乳幼児の保護者、子育て家庭へ寄り添い型支援を行っている「こども未来課子育でサポートグループ」と、虐待など困難を抱える家庭やこどもの相談、DV等の女性相談、引きこもり等の若者相談を行っている「こども・若者相談センター」を一つに統合し、「(仮称)磐田市こども若者家庭センター」を設置する。



Copyright Iwata City . All Rights Reserved

4